

# 注目集める共同親権



離婚する  
夫婦に子どもがいた場合、  
父母どちらかが親権を持つ

## 問題点

### ▶ 親権争いの激化



▶ 同居親の意向によって  
子どもと別居親との関係が途切れがち



▶ 養育費を支払う意思が希薄になりがち



### 単独親権

● 日本 ● トルコ



デザイン・浅野 裕作



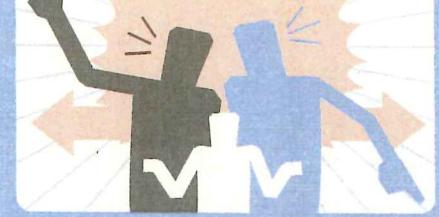
親権を争う必要がないため、  
争いが少なくなるとの声もある

## 懸念点

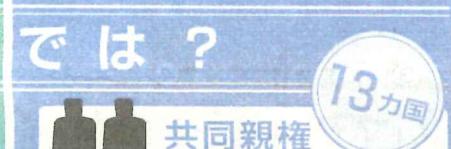
### ▶ 親権争いがなくなても どちらの親と暮らすかの争いは変わらず残る



▶ 進路選択や手術など  
子どもの重要な決定を巡り対立する



▶ DVや虐待があった場合に被害が続く恐れ



### 共同親権

米国	英國
フランス	ドイツ
カナダ	イタリア
オーストラリア	ロシア
中国	ブラジル
メキシコ	南アフリカ
韓国	(法務省による)

離婚するとき、子どもをどちらが引き取るかで争う夫婦が増えている。背景には、男性が育児に関わるようになり、ずっと子どもといたいと思うようになったことがある。現行の単独親権制度は母か父か決めないといけない。こうした中、父母とともに親権を持つ共同親権制度が注目を集める。(生活部・寺本康弘)

「一方を親権者と定めなければならぬ」。民法八一九条は、子どものいる夫婦の離婚時、父母どちらかを親権者に決める單獨親権制度を採用する。

## 背景は

親権の範囲は広い。子どもの財産の管理、携帯電話の契約など法律行為の同意、住む場所の指定など。権利とうたっているが、親(親権者)に課せられた義務である。

離婚件数は二〇〇三年以降減少。さらに少子化も進んでいるのに、子どもを巡る争いの増加は目立つ。司法統計によると、

主に離婚前の別居の段階で、監護者(親権のつた)と一緒に住んで世話をや教育をする権利を持つ人)を決める審判と調停の家庭裁判所への申し立ては、十年前から倍以上になった。子どもが引き渡しや、離れて暮らす親が子どもと過ごす面会交流を求める争いも増えている。

そんな中、親権を得られなかつた父親を中心、離婚した夫婦の双方に親権を認める共同親権制度の導入を求める声が上がった。「親権を取れなかったら子どもを相手に取られる。だから自分がより適任と訴え、相手を

きつと非難するようになる」など、単独親権制度ゆえに争い育児を担い始めた男性が、ずっと争う夫婦が増えてきたことが、親権制度の必

# 親権求め父親増加

た母親が親権者になる場合が多い。しかし共働き世帯が増え、育児を担い始めた男性が、ずっと争う夫婦が増えてきた。男は仕事、女は家庭

といった性別役割分担意識が薄まってきたことが、親権争いの増加につながったとみられる。

こうした中、昨年、上川陽子

いえ、両方の親と関わりを持つことは大切と共同親権制度の必

要性を指摘する意見もある。

子どもにとっても離婚したとは

ど、単独親権制度ゆえに争い

が激しくなると指摘する人も。

子どもにとっても離婚したとは

## ニュースがわかる



「共同」なら

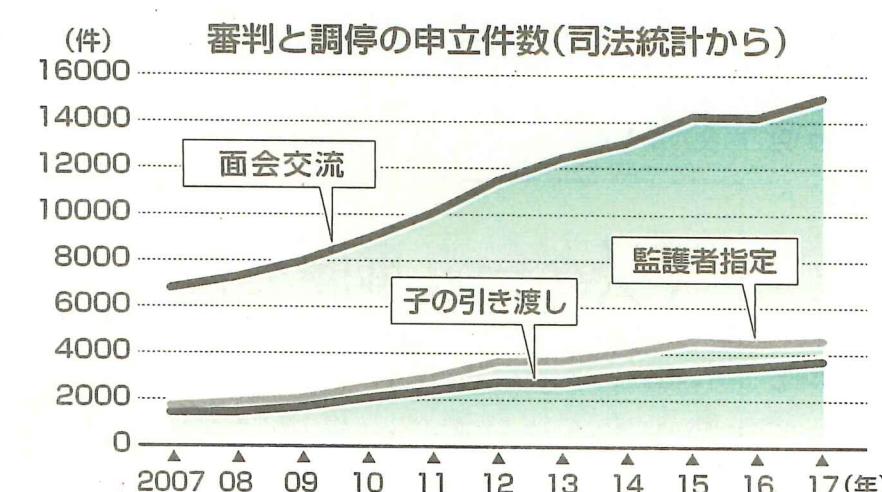
単独親権制度は、親権を得た親に、育児負担が重くのしかかりやすい。親権を持たない親にも、子どもの生活上に必要な養育費の支払いや、定期的に子どもと一緒に過ごす面会交流といった手段などで責任の一端を担うことが求められている。しかし、養育責任の重要性は浸透しているとは言いがたく、責任も十分に果たされていないのが実態だ。

## 離婚後も交流続く

責任があることが明確になる。このため養育費が途切れないと支払われたり、別居する親と子の交流が増えたりすることが期待される。子どもにとっても、経済的な援助や交流などを通じて両親の愛情を実感でき、成長にもよいとの指摘がある。

しかし共同親権になれば丸く収まるわけではない。親権を巡る争いがなくなつても、子育ての方針などで衝突する可能性があるためだ。

そもそも離婚に至る過程で夫婦関係が悪化しているので、どちらの家で暮らすかなど、判断を求められる際、二人の間で合意に向けた話し合いができない恐れがある。受験などの進路選択や手術などのテーマで、互いに主張を譲らず話がまとまらないかたり、結論を先送りしたりすれば、子どもの不利益になりかねない。



場合だ。ようやく相手から離れたにもかかわらず、加害側に親権が認められるようになれば、被害の継続や拡大になりかねず、子どもが危険にさらされるとともに、子どもが危険にさらされることにもつながる。

場合だ。ようやく相手から離れたにもかかわらず、加害側に親権が認められるようになれば、被害の継続や拡大になりかねず、子どもが危険にさらされるとともに、子どもが危険にさらされることにもつながる。

海外では

海外に目を向けてみよう。法務省によると、共同親権を認めていないのは、先進七カ国(G7)では日本のみ。G7以外でも中国や韓国、ロシアなどは認めた。

共同親権を認めるための法改めている。国連の子どもの権利委員会は今年、日本に「児童の共同親権を認めるため」の法改正を求める勧告を出した。

現在、共同親権を取り入れてたどれば単独親権だった。離婚や事実婚など親の婚姻関係にかかるわらず、父母が養育義務を果たすことが、子どもの利益になるとの考えが広がったことが背景にある。

関西学院大の山口亮子教授(家族法)によると、単独親権だった米国では、離婚後の親権は母親に認められることが多い。そのため、家事や育児の一部を担っていた父親が議会への働きかけなど、声を上げ始めた。

カリフォルニア州で一九七九年、共同親権が法制化され、全米各州に広がった。

離婚した父母双方と交流している子は精神的に安定する、との精神医学や心理学の研究結果などが重視されたことも、共同親権認の動きが広まる一因になったという。

米国では離婚する際、子どもは親権をどう分担するか計画を裁判所に提出しなければならない。また裁判所で親子の関わりの重要性などを学ばなければならぬ州もある。DVや虐待がある場合、被害者支援や加害者の更生プログラムもある。養育費の不払いがあっても、勤務先情報が行政機関に登録されており、給与から引き落としができる仕組みになっている。

日本は、DVや虐待の防止、被害者支援など対応が手薄だ。山口教授も「共同親権という理念を実現するには、しっかり支援制度を整える必要がある」と指摘する。

## G7、「単独」日本だけ